

沖縄戦後女性史の証言と発掘 フィリピンに生きる沖縄ウーマンの移民背景

細 田 亜津子

(長崎国際大学 人間社会学部 国際観光学科)

要 旨

第二次世界大戦後、沖縄に駐留する米軍の軍属または雇われたフィリピン人と結婚し、フィリピンに生きる沖縄人女性がいる。沖縄人のフィリピンへの移民の歴史は、バギオを避暑地として開発するための道路工事のため沖縄人が労働者として渡航したのが始まりであるといわれている。その後、沖縄人移民は、ダバオに移りアバカ栽培のために増加していった。このような移民の背景から「オキナワ」はフィリピン人に認知されていった。沖縄以外の他県からの移民男女と区別し、戦後、フィリピンに住む沖縄女性は、日本女性ではなく沖縄ウーマンといわれる。

沖縄戦後の社会の混乱は激しく親族の死亡、生活の困窮を極めた。それでも女性たちは生活をしなければならず、米軍関係の仕事をした。米軍に雇用されているフィリピン人と結婚しフィリピンに渡った沖縄ウーマンは、バギオ、ダバオ、セブ、レイテ、ネグロス・オリエンタル、ジェネラル・サントスなど広範囲ではあるが、点として存在している。沖縄ウーマンの存在地は地理的共通性がない。

沖縄人のフィリピンへの移民は、ベンゲット道路工事のために渡ったのが最初である。沖縄人移民は、アジア、南米にひろがっており、移民の歴史は沖縄県内の市町村にて解明が進んでいる。しかし、沖縄ウーマンについては皆無である。沖縄ウーマンの移民の背景と地理的分析に言及をすることは、沖縄の戦後を考えるための新しい展開として貢献する。

キーワード

沖縄ウーマン、沖縄移民、米軍軍政府特別布告

はじめに

フィリピンに生きる沖縄ウーマンの所在地はマニラを中心にバギオ、ダバオ、セブ、レイテ、ネグロス・オリエンタル、ジェネラル・サントスなど広範囲に及ぶ。

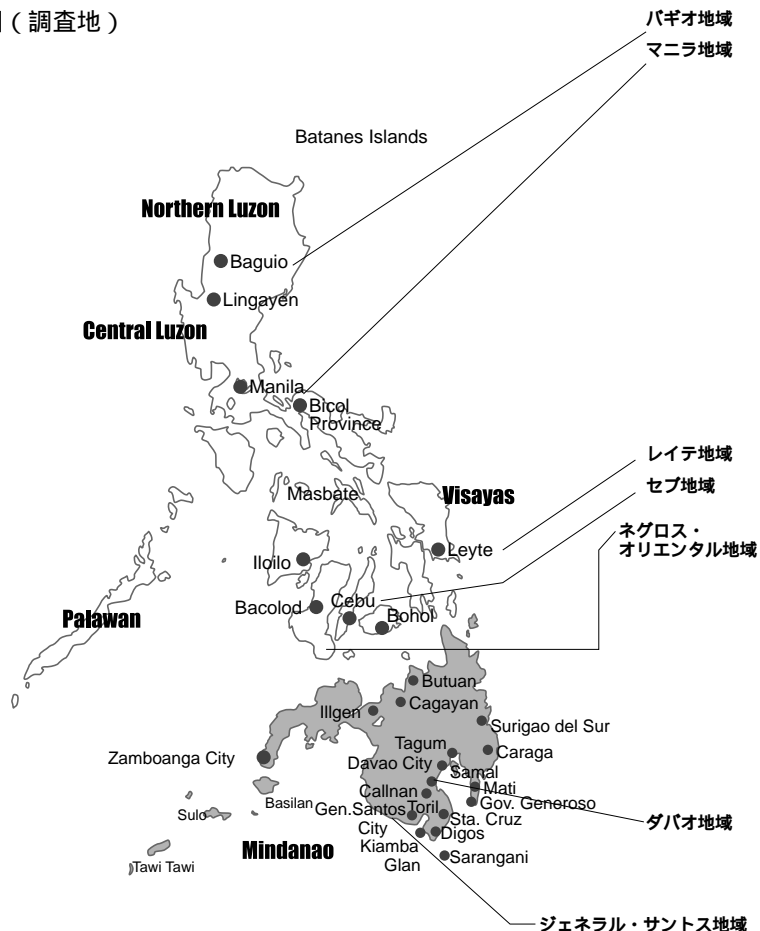
ここで用いる沖縄ウーマンとは、第二次世界大戦後沖縄に駐留する米軍の軍属または軍に雇われたフィリピン人と結婚し、フィリピンに渡り生きた、または生きている女性のことである。沖縄ウーマンは、フィリピンでは日本人女性とは区別されて使用されている。聞き取りをするにあたって、沖縄ウーマンを探す場合に、これが日本人ウーマンではなく、沖縄ウーマンの所在などを訪ねると「沖縄ウーマン」として

フィリピン人が答えてくれるのである。これは、フィリピンにおける沖縄人の移民の歴史が広く認識されており「沖縄ウーマン」は、この移民の歴史を背景にして広くフィリピンでは、日本人女性とは区別されて使用されている¹⁾。

フィリピンに点在している孤独でバイタリティがある沖縄ウーマンは、現在高齢化が進み、聞き取りの最中に入院し、死亡した女性もいた。しかしながらこれまで沖縄ウーマンの存在を実証しているものは少なく、これを実証し、記録として残していくことが求められている。本稿はこの目的を少しでも埋める役割をもつものである。

しかしながら、「沖縄ウーマン」と呼ばれて

フィリピン地図（調査地）



出所：The Philippine Nikkei-Jin Kai, Inc. Its History, 1988 piiiを基に調査地を示した。
印のある場所は、フィリピン日系人会が組織されている。

いる女性たちが生きた証をドキュメンタリーとすることではない。沖縄ウーマンがフィリピン移民の中でどう位置づけられるのか、戦後米軍施策の中でどう位置づけられてきたのか、広義では、沖縄人の生活形態、移民の歴史の一形態、地理的範囲の共通性などとして論理的に構築を行うということが本論の大きな目的でもある。

本論はフィリピンの沖縄ウーマンが現在も力強く生き続けているが、全容を解明できたわけではない。それは、沖縄ウーマンは点在するがゆえの地理的広がりとしこのような調査は未踏の領域だったからである。したがって、全容の解明が望まれるものの、高齢化、死亡、点在などの理由からすこしでも早く文書として残す必要

がある。本論は大概としてⅠとⅡにわかれる。

Ⅰ「沖縄戦後女性史の証言と発掘」は沖縄人移民の歴史的裏づけと米国軍政府下沖縄での結婚をとりまく背景をもとに沖縄ウーマンのフィリピンへ移住した要因を解明し論ずる。この続編としてⅡ「沖縄ウーマンからみえる沖縄戦後史」では、聞き取り調査の証言を中心にして、その特徴や戦後史の一領域として位置づけていくものである。

Ⅰ 調査の背景と沖縄移民の歴史

本論を書くまでに行った調査は、以下のとおりである。

2007年度調査

2007年度の調査は、科学研究費助成「東・東南アジアにおける沖縄の地域間ネットワークの形成と変遷に関する総合的研究」の一部としてフィリピン・マニラ、バギオ、ダバオ地域を主に調査した²⁾。

2008年度の調査は、同じく科学研究費助成「東・東南アジアにおける沖縄の地域間ネットワークの形成と変遷に関する総合的研究」の一部としてフィリピン・マニラ・バギオ、セブ地域を中心に行った³⁾。

2009年度の調査は、これまでの調査の継続として琉球大学と共同で調査を実施した⁴⁾。

本論は沖縄ウーマンの存在を探し確認し、背景等を分析する役割がある。これに至るには、インドネシア共和国マナド市やバリ島において、同科学研究費助成調査で予想もしていなかった沖縄人男性たちが存在し聞き取り調査を行うことができたことも大きい。その結果として、フィリピンに生きる沖縄ウーマンの本調査につながった。

インドネシアの調査では、ポナベ生まれで宮古島池間出身の長崎氏と会い、聞き取りをすることができその成果は大変大きかった。長崎氏は、戦前、スラウェシ(旧セレベス)に渡り、移民として働いていたが、戦争となり現地徴集され死亡した沖縄人の遺骨を探し収集していた。これらの収集した遺骨を集め、沖縄人墓を建設する努力を続けていた。

長崎氏は戦後パラオ、セネガル、サントス、ダバオなどでさまざまな仕事をし、その後ジャカルタで仕事をした。調査した当時は、北スラウェシ州ピトゥンに居住していた。長崎氏は、沖縄人の遺骨収集を現在も続けているが、調査時だけでも数箇所の沖縄人墓と一緒に訪ねることができた。また、長崎氏の手配で沖縄人三世と会うこともできた。

一方、バリ島では、宮古島出身の平良定三氏の情報を得ることができた。平良定三氏はインドネシア軍とともに独立戦争に加わり戦後もインドネシア在住、インドネシア名 Nyoman

Buleleng として、家族を持ち、インドネシア独立戦争の英雄とされていた。戦後インドネシア独立後は、家族とともにバリ島で小商いをしていた。その後、バリ島の観光開発により日本人観光客が増加するとガイドをしていた。また、日本語学校でバリ人に日本語を教えていた。平良氏はすでに死亡していたが、平良氏の家族に会い聞き取り調査をすることができた。それによると、平良氏は17歳で軍人となった。インドネシアに移住した多くの沖縄人男性は漁民でそのうちの一人であった。平良氏は戦争の混乱、戦後のインドネシアの混乱によりインドネシア側で戦った。日本には引き揚げなかった。長崎氏に会えた事、平良氏の情報とその家族と会えたことは、現実的に宮古島よりフィリピンを通り、インドネシアまでやってくるルートの確認にもなった。換言すれば沖縄とフィリピンからインドネシアの地理的な確認ともなったのである。

長崎氏は戦後に再度インドネシアに渡ったが沖縄とインドネシアの海洋をはさんだ地理的距離は、その中間であるフィリピンの島々に住む沖縄人への本調査を広げる動機ともなった。

沖縄県における移民の歴史は、石川友紀によるすぐれた分析がある。石川は、沖縄人の移民の時期は8期に分けられるとしている。これに基づき以下に整理をしてみる。(石川2005年、p 15 18)

第一期：1899年～1907年

ハワイへの移民がもっとも多く、1906年には4670人の移民史上最高の人数であり、その内訳はハワイがほとんどであった。この時期に、フィリピンへの初めての移民360人が、當山久三の依頼による大城孝蔵が率いたベンゲット道路工事のための移民であった。(石川2005年、p15)

第二期：1908～1922年

1908年、アメリカ合衆国とハワイへの移民制

限を受けていた。一方、写真結婚での渡米やすでに移住した男性の妻や父母兄弟を呼び寄せることは認められていた。1924年の米国の排日法により移民渡航が禁止された。これによりブラジル、ペルー、アルゼンチンなど南米とカナダへの移民が行われるようになった。

1918年第一次世界大戦が終結すると、1921年に南洋群島が日本の委任統治地域となった。このため南洋群島への沖縄からの移民が他県より増加した。沖縄の気候風土からくる熱帯地域での生活の適応が移民の成功をおさめた理由だった。(石川2005年、p16)

第三期：1924年～1931年

1923年の関東大震災により、日本政府はブラジルなど南米への移民に力を入れるようになった。ペルー、アルゼンチンも同じ傾向にあったが、この地域での沖縄人移民は全体の3分の1を占めていた。

フィリピン群島への移民は全盛期であった。1925～1929年には毎年1000人前後を送り出していた。その他の南洋地域としては、シンガポール、セレベス(現スラウェシ)、ボルネオ、ジャワ、スマトラなどがあり、沖縄人移民は増え続けた。第二次世界大戦後の引揚げ前には沖縄人移民は全在留邦人の70%を占めるにいたった。その他、カナダ、メキシコ、キューバへの移民も南洋地域に比べれば少ないものの若干存在していた。(石川2005年、p16)

第四期：1932年～1941年

ブラジルへの移民が盛んであった。沖縄人移民だけではなく日本人移民全体の数が増加した。その結果ブラジルは移民制限法を可決し、日本人移民は激減した。

南方への移民は、フィリピンへの移民が多く、1937年には最高の2584人を記録した。沖縄からはシンガポール、インドネシアの島々への移民も多かった。日本は、満州開拓青年義勇軍および満州開拓団が送り出された時期でもあっ

た。(石川2005年、p17)

第五期：1942年～1947年

1942年～1945年の太平洋戦争のため移民はなく、敗戦により南北アメリカ大陸残留者を除き、海外移民はすべて強制的に引き揚げさせられた。引揚者は5万人、台湾、満州、中国、朝鮮からの引揚者をいれると推定で10万人であった。(石川2005年、p17)

第六期：1948年～1962年

戦後沖縄移民の始まりは、1948年のアルゼンチン、ペルーへの移民であり、その後ブラジル、ボリビアへの移民も多くなった。この時期、アメリカ政府による援助と琉球政府による計画によるボリビアへの計画移民が増加した。ボリビアでは第1、第2、第3コロニアと呼ぶ沖縄人移民地を作った。(石川2005年、p17)

第七期：1963年～1971年

日本は、高度経済成長時代に突入り、国内での労働需要が多かったため、海外移民の数は激減した。パラグアイへの若干の移民が始まった。(石川2005年、p18)

第八期：1972年～1990年

1972年の沖縄復帰からの時期にあたるが、移民は減少し、その中でも移民のほとんどはブラジル、アルゼンチン、ボリビアであった。日本では、高度経済成長が続き、海外からの出稼ぎ移民を受け入れるようになった時期であった。日系人による出稼ぎ移民が多くなった時期であった。(石川2005年、p18)

上記整理したように石川による移民の時代区分は、日本の移民の歴史を展開した上で沖縄人移民との比較分析をし、沖縄人移民の変遷がわかりやすく明解である。また日本移民の歴史の中に、沖縄人移民が位置づけられるが、逆に沖縄人移民の数の推移や移民地傾向などが明確に

もなっている。

次にフィリピン日系人会による歴史では⁵⁾

In 1630, Japanese were employed as artesian and laborers and there were about 3,000 of them. They lived in ghetto-like quarters in Intramuros outside the wall of Manila but these number gradually declined.

1630年の時点で、フィリピンのマニラには当時の状況はともかく、日本人は、労働者として雇用されていたことになる。

その後、1671年以前に、Mission は、Mountain Caraga の内陸部において、日本人の子孫を発見し、その事実を Agustinian Father へ報告され残されていた。

(The Philippine Nikkei-Jin Kai, Inc. Its History, Japanese Decendents in Caraga p2)

The Americans began the construction of the road leading to Baguio in 1903. The construction was so difficult due to the treacherous mountain that easily caved in the because of this the construction was failure. Due to the failure, 800 Japanese from Okinawa were recruited as labor force. They were brought to the Philippines to work on the road left by the Filipino labor force. (The Philippine Nikkei-Jin Kai, Inc. Its History, Japanese During American Regime p2)

1903年にアメリカは、バギオを避暑地として開発する計画をたて、困難極まりない道路工事のため、日本人800人が沖縄から雇用された。この後に続く文章では、日本本島からの日本人が沖縄人と一緒に道路や橋の工事を行ったと続いている。ここで興味深い事は、文書においても日系人の歴史のなかでは、日本と沖縄・沖縄人は区別して認識されてきたことである。文章上にも Okinawa という言葉を明確に使用している。

この文章は、前述した石川による時代区分第

一期のフィリピンへの360人がこれに該当する。第一期の360人の沖縄人のフィリピンへの送り出しについては、『沖縄縣史』第7巻移民、『琉球要覧』1957年行政主席当間重剛発行者・琉球政府行政主席官房発行所、琉球政府発行の「移民」の内移民政策と事業にての項で裏付けられている。

{ 東南アジアへの移民については、1904年フィリピンへ360人送り出したのに始まり、1938年までに16,426人、シンガポールへ5,187人の移民を送り出している。}(『琉球要覧』p333)

フィリピン日系人の歴史記述での1903年と琉球政府側記述1904年の年代の違いがある。フィリピン日系人の歴史での1903年の800人については、1904年が正確であろう。送り出した側の琉球政府の送り出し名簿による資料が基本であり、文書として残されているからである。

また、『沖縄縣史』7 移民、第三節東南アジア、フィリピンの項目にては、

{ 1904年(明治37年)360人がベンゲット道路工事の労働者としてフィリピンへ渡った。同年先発第一便で大城孝蔵以下114人、次便で240人がフィリピンへ向かった。}

この部分については、当時の新聞記事(琉球新報)などで裏付けられており、1904年に沖縄から360名がベンゲットの道路工事のためにフィリピンに渡ったことは確実である。

ベンゲット(Kennon Roadとも呼ばれる)道路工事が完了して後、大城孝蔵などに率いられて渡航した労働者はミンダナオ・ダバオに移り、アバカ(マニラ麻)の栽培のための開拓に従事した。(『沖縄縣史』p352)

ベンゲットの道路工事は、米軍の避暑地計画のためアクセス道路として工事が始まり、多くの労働者が働いた。しかし、工事作業は困難を極めた。地形的に困難で危険な工事であったことや、衛生施設も不足していた。したがって、コレラ、マラリヤ、赤痢、脚気、作業中の事故死など多くの犠牲を伴った。死亡者の数は、300

数十名から700名とも言われていた。(『沖縄縣史』7 移民 p341)

ベンゲット工事を完了した労働者は、太田恭三郎、大城孝蔵に率いられてダバオに移った。当時のダバオは総人口は約12万人、在住の日本人は約1万人であった。そのうち沖縄人が最も多かった。これら在住者はほとんどがアバカ(マニラ麻)の栽培とそれに関する仕事についていた。(『沖縄縣史』p353)

当時アバカ栽培で成功した太田恭三郎(太田興業会社)の銅像はタロモに建立されている。また、ミンタルは当時日本人居住者の中心街としてにぎわっていた。ミンタルには日本人墓があり、沖縄人墓も建立されていた。また、日本歴史資料館があり、当時のアバカ栽培、人々の生活、教育、交流事業などを知ることができる。

ここで重要な事は、フィリピンにおいて沖縄人としての認知があり、史実が残されていることである。「沖縄」は日本の他県と区別され、「沖縄人」認知が現在でもなされているのは、沖縄人移民のその後の歴史や移民2世、3世のフィリピン定着も大きいと考えている。

II 沖縄ウーマンのフィリピンへの時期区分を考える

沖縄ウーマンのフィリピンへの移住時期は、前述した石川が定義した時期区分の第六期に該当する。しかしながら、沖縄ウーマンの渡航時期については、特殊な沖縄事情が加味されなければならない。ニミッツ布告により米軍支配となった沖縄には、多くの布告がだされた。その一つに、沖縄の米国軍政府により結婚についての特別布告がだされた。

United States Military Government Special Proclamation No.28

Marriages between Ryukyuan and Members of the Occupation Forces

Article I

DEFINITIONS

In this proclamation and for all purposes relating thereto:

A: A RYUKYUAN is an individual lawfully inhabiting any part of the Ryukyu Islands who is a native thereof, or who has taken up residence there in with the intent of remaining indefinitely.

B: RYUKYU ISLANDS are those island of Nansei Shoto and of adjacent waters south of Thirty (30) degrees north latitude.

C: MEMBER OF THE OCCUPATION FORCES are all American Military and Civilian Personnel, their dependents, and similar personnel of Allied Nations.

D: MARRIAGE shall include "Family" marriage, any other informal ceremony of marriage, and marriage formally celebrated and registered.

Article II

UNLAWFUL ACTS

Section 1: It shall be unlawful for Ryukyuan to enter into a marriage contract or undertaking with a member of the occupation forces.

Section 2: It shall be unlawful for Ryukyu Islands civil authority to accept notification of an attempted marriage between a Ryukyuan and member of the occupation forces.

Section 3: It shall be unlawful for a Ryukyu Islands religious functionary to participate in the celebration of an attempted marriage between a Ryukyuan and a member of the occupation forces.

(英文布告前文、III, IV, V, VI, VIIは中略。文中英大文字は原文のままである)

FREDERIC L. HAYDEN

Brigadier General, United States Army

Commanding General, Ryukyus Command

Chief Military Government Officer

Official: WILLIAM G. GRAIG

Colonel Infantry

Deputy Commander for Military Government

これが、英文でだされた布告28号である⁶⁾。

当時、同時に琉球臨時中央政府行政主席事務局が翻訳し、沖縄人に対し布告した公文書は次のとおりである。

米国軍政府特別布告第二十八号

琉球住民と占領軍軍人との結婚

北緯三十度以南南西諸島並びに近海住民に告ぐ
琉球住民と占領軍軍人との結婚を禁止することは本指令下の軍隊並びに軍属の活発なる行動のため必要と考えるので北緯三十度以南南西諸島並びに近海軍政官長米国陸軍准将フレデリック・エル・ヘイデンは左の如く布告する。

第一条 定義

本布告に於いて並びにそれに関係ある全目的に対し

イ、琉球住民とは原住民で琉球諸島の何処かに合法的に住んでいる者又は永住の意図で同諸島内に住居を持っている者を謂ふ。

ロ、琉球諸島とは北緯三十以南の南西諸島並びに近海諸島を謂う。

ハ、占領軍軍人とは全米国軍人同軍属その家族及び連合国軍人及び軍属その家族を謂う。

ニ、結婚とは内縁結婚他の略式結婚及び正式に披露し登記する結婚を含む。

第二条 不法行為

第一項 琉球住民が占領軍軍人と婚約し又は婚約せんとすることは不法である。

第二項 琉球諸島の民政官吏が琉球住民と占領軍軍人の結婚届書を受理することは不法である。

第三項 琉球諸島の宗教家が琉球住民と占領軍軍人の結婚式に參與することは不法である。

第三条 結婚意図の効力

琉球住民と占領軍軍人との結婚意図には何等の拘束なくそれが如何なる目的であろうと無効である。

第四条

本布告の条項の何れかに違反する琉球住民は特別軍事法廷の判決で金一萬円以下の罰金又は五

年以上の禁固又はその両刑を課せられる。

第五条

軍政府副長官は本布告の目的達成のため必要な命令・規則を作成することが出来る。

第六条

本布告の英語原文と日本語又はその他の方法を以て公表されたる原文間に矛盾又は曖昧な點が生じた時は英文を本體とする。

第七条

本布告は一九四八年四月一日から発効する。
琉球列島軍政府官長 米国陸軍准将 フレデリック・エル・ハイデン
所管 軍政府副長官 歩兵大佐 ウィリアム・エイチ・グレイグ⁷⁾

このような厳格にして布告された布告第28号は、同年に再度布告31号として布告28号の消去が布告された。

UNITED STATES MILITARY GOVERNMENT
SPECIAL PROCLAMATION NO.31
MARRIAGES BETWEEN RYUKYUANS AND
MEMBERS OF THE
OCCUPATION FORCES

中略

Article I
Special Proclamation No.28, heretofore published, is hereby rescinded

二項略

Article III
This proclamation will become effective on the 17th day of August 1948.

W.W. Eagles, Major General, United State Army
Commanding General, Ryukyus Command
Chief Military Government Officer

琉球列島米國軍政本部
特別布告第三一號
琉球人と占領軍人との結婚

北緯三十度以南の南西諸島及びその近海の人々へ、
余琉球列島、即ち北緯三十度以南の南西諸島及び其の近海の軍政官長、米國陸軍少将ダブリュー、ダブリュー、イーグルスは茲に次の通り布告す。

第一條

以前に布告せる特別布告第二十八を茲に取消す。

(以下省略)

一九四八年八月十七日

(以下省略)

この布告が意味することは、どんな形式であろうが、結婚は不法であるということである。また届出を受理することおよび参与することも法的に不法であると宣告されている。

布告31号は布告28号発効より半年も経ずに取り消された。ここでの意味は、アメリカ軍人及び軍属との結婚をしても法にふれることはなくなったことになった。

この布告は、当時、すべてのアメリカ軍人軍属が琉球諸島に居住する琉球人との結婚を禁止し、内縁もふくめすべての関係がもてなかった状況を証明するものでもある。また、当時の琉球諸島、琉球人の規定は、北緯三十度以南の諸島とその近海に住む人々と地域のことを意味することも文書として明確にわかる布告である。

これまでの沖縄ウーマンからの聞き取りでは、1948年以前の結婚の話はこれを証明するように聞かれることはなかった。沖縄ウーマンが結婚した時期は、ほとんどが1950年に入ってからであり、1950年代に結婚し、フィリピンには1950年末から1960年代に渡航する形態であった。

また、聞き取りでは、結婚届けを政府に出したという女性と出していないという女性があり、当時の軍政下の結婚はどのように規定されているのか知る必要があった。このように調べるうち、琉球人と琉球諸島近海に住む人々に対

して、多くの布告があるが、結婚についてまで布告がだされていたことは興味深い点であった。

Ⅲ 沖縄ウーマンのフィリピン移住の要因

沖縄人の移民、沖縄県の出移民要因については、これまで明解な分析がなされている。石川は出移民要因として経済的要因、地割制廃止による新土地制度の施行、移民会社・斡旋人・移民指導者の存在、徴兵忌避などの社会的要因と個人的動機、海外への雄飛の精神などがあるとしている。(石川2005年、p21 26)

{フィリピン移住の動機として生活改善以外にもう一つ重要なのは、徴兵忌避である。}(大野2006年、p5) このように大野は、経済的に「ソテツ地獄」といわれるくらいの窮乏化や小作農であったこと、沖縄での仕事よりははるかに高収入が得られることなどの生活が改善されることと徴兵忌避の多面から論じている。

當山久三が沖縄県金武村出身のこともあり金武村より多くの移民がフィリピンへ渡っている。石川によると、ベンゲット道路工事終了後、ミンダナオ島ダバオに移りアバカの栽培に成功した多くの移民は金武村出身であった。これらの成功者は次々と同郷者を呼び寄せ、当時のダバオ沖縄人移民の15%を占めるに至った。(『日本移民の地理学的研究』石川1997年、p366) 一方、沖縄移民が移民地から故郷への送金額も多く、ハワイやフィリピンからの送金額は、当時の砂糖生産高よりも大きく経済的貢献も大きかった。(石川1997年、p365)

このように沖縄人のフィリピンへの移民はさまざまな要因があるが、結果として故郷の経済的要因や生活苦をカバーするものであった。この成功は、後世へ伝えるべきこと、教育の中で教える例として以下のような事実があった。

教科書の文例として残されているものがある。

ベンゲット道路(5年生用)

{フィリピンの首都マニラからおよそ300キロ

北方の高い山の中にバギオという新しい町があります。雲海に包まれたバギオの町は、全く雲上の夢の国を思い出させます。マニラでは焼け付くような暑さだというのに、バギオの町はジャケットを着けてもなお寒さを覚えるほどです。(中略)この難工事をひきうけた沖縄からの渡航団は西暦1903年はるばるフィリピンへ向かったのです。彼らはしんぼう強く働きました。けれどもこの仕事はなまやさしいものではありませんでした。(中略)やがてこれらの障害に打勝ちバギオに通ずるベンゲット道路は見事に沖縄人の力で出来上がりました。今バギオ市入り口の松林にこの難工事にたおれた沖縄の人々の墓碑が永久にバギオ市を護るかのようになっています。}(『戦後資料 沖縄』p31)

こうして沖縄人のフィリピンへの移民の歴史は多くの書物や、資料にて記述され、後世まで残されてきた。

このような沖縄人のフィリピンへの移民の歴史に比較し、現在もその全容が解明されていない沖縄ウーマンは、沖縄の歴史の中に「戦後史」の新事実として位置づけられる必要がある。沖縄ウーマンは、沖縄戦後、米軍軍政下で現出したものであり、石川が分析しているように戦後第五期から八期にいたる南米を中心とする移民の移民要因とは違う点できちんと記録し残しておく必要がある。したがって沖縄ウーマンの渡航要因は米軍政と関係している。

沖縄ウーマンのフィリピンへ移住した要因は次のように整理できる。

- 1、フィリピン男性と結婚したこと
- 2、結婚を反対されたこと、特に親兄弟の反対があったこと
- 3、子供のことを考えてフィリピンに行ったこと
- 4、戦後の混乱の中で生きるために、米軍基地での仕事をしてきたこと
- 5、子供が生まれ結婚しなければならなかったこと

沖縄ウーマンがフィリピンへ移住した要因は、写真花嫁のような自分で応募して渡ったものではない。沖縄ウーマンは上記1～5の理由が重層し、フィリピンに渡ったか渡らざるを得なかったことである。なぜフィリピン男性と結婚したかを歴史的推移で考えれば、「なぜ沖縄に基地があり」、米軍基地になぜフィリピン人が軍属として働き、沖縄に来ていたのかということにも関わってくる。親兄弟はなぜ結婚を反対したのか。子供がフィリピーナとよばれることを考えるとフィリピンに渡らざるを得なかったとするならば、そこには多少のフィリピン人に対する差別意識もあったろう。しかし、渡った先のフィリピンでは「日本人」としての差別を経験した。フィリピン人は日本人移民と「沖縄人」移民を区別していた。沖縄ウーマンは、そのような背景と認識の中で暮らすことを余儀なくされたのもあった。したがって沖縄ウーマンは沖縄という戦後のネガティブな要因を抱えてのフィリピンへの移住であったのである。

む す び

沖縄ウーマンの存在をさがし、沖縄からフィリピンに移住した理由やフィリピンでの生活などを調査し論じたのは、科学研究費助成での沖縄人ネットワークの調査ができたからである。その調査では、多くの沖縄人と会い、沖縄人ネットワークの強さを再認識したものであった。また、当初は沖縄とインドネシアでネットワーク形成の調査を展開していたが、その中間に位置するフィリピンは、その過程で認識したものであった。沖縄人移民を考える場合は、海を渡ったこと、また、漁民の活躍があったことなどインドネシアとフィリピンそして沖縄の地理的な展開を可能にしたものであった。

沖縄ウーマンがフィリピンで「沖縄ウーマン」として認識されているのは、沖縄の移民の歴史を抜きに考えることはできない。ベンゲットの道路工事やアパカ栽培などを初めとする沖縄人移民の成功と関係している。また、沖縄人

独特の同郷人を呼び寄せ、相互扶助で暮らしていく紐帯性はフィリピンにおいても重要な要因であり、また、困窮している沖縄の故郷を経済的に援助する結果となった。このような沖縄人の紐帯性は、マニラでの沖縄県人会の成立でもあり、県人会が中心となり、現在でも沖縄人同士の相互扶助が生かされている。こうして沖縄という団結力はフィリピンでもオキナワとして日本とは違う意味合いで存在している。沖縄ウーマンの存在は、これらの先鞭の沖縄人移民の歴史と成功、貢献を基にフィリピンでの「沖縄ウーマン」の認識はある。

沖縄ウーマンがフィリピン人と結婚してフィリピンに移住したのは、戦後の沖縄社会の混乱と、親族の死亡、生活苦など沖縄戦の痕跡を一身に引き受けながら生活の基盤を作らざるを得なかったからであった。この点は、現在、沖縄ウーマンの子どもたち、2世、3世がその背景を理解している点は頼もしいことである。マニラの沖縄ウーマンの集まる県人会はこのような2世、3世がその活動と運営を引き継いでいる。沖縄は、米軍政下で様々な布告がだされ、それによって人々の生活が規制されていた。結婚についても特別布告がだされ、米軍人と結婚することは禁止されていた。この布告が取り消されたことにより沖縄人女性は米軍人、軍属のフィリピン人と結婚することができたのであった。

沖縄女性がフィリピン人と結婚して移住したことは、「戦争花嫁」「写真花嫁」としてくくられてしまうとすればそれは正確ではない。沖縄ウーマンとして認知される理由、その背景、要因を知る必要がある。その上で点在するフィリピンの沖縄ウーマンの存在をつなげるネットワークの構築が2世、3世によって創られることが望まれる。

まだフィリピンのどこかに沖縄ウーマンは存在する。また、同じ境遇でフィリピンに渡ったがフィリピンに住みずグアムなど太平洋諸島に渡り沖縄には帰っていない沖縄ウーマンがい

る。これらも沖縄ウーマンとして今後調査する必要がある。また、できる限り沖縄ウーマンの故郷側の聞き取り調査も続けるならば沖縄ウーマンの全体像を論理的に展開できる。

本論は、フィリピンへの沖縄移民を展開し、日系人移民の歴史と比較し、その上で、この範疇にはいない沖縄ウーマンの存在を明記しただけでも沖縄戦後史の解明に貢献できるものである。

脚注

- 1, フィリピンではタガログ語と英語を共通語とするため Okinawa Women は英語で分かりやすいということもある。
- 2, この時の科研費助成調査メンバーは、安江孝司, 飯田泰三, 仲程昌徳(敬称略), 細田亜津子であった。
- 3, この時の調査メンバーは、安江孝司, 仲程昌徳(敬称略), 細田亜津子であった。
- 4, この時の調査メンバーは、琉球大学より大城肇, 金城宏幸, 仲程昌徳, 法政大学より安江孝司(以上敬称略), 細田亜津子であった。
- 5, フィリピン日系人会の設立, その後の日系人会の活動, 歴史については、『The Philippine Nikkei-Jin Kai, Inc. Its History』としてまとめられ, 情報を共有している。
- 6, 英文の布告は、沖縄県立公文書館にて閲覧でき, 学芸員により複写が可能なものであった。
- 7, 日本語の訳文も同じように沖縄県立公文書館にて閲覧, 学芸員により複写した。

参考文献・資料

- ・石川友紀(1997)『日本移民の地理学的研究』, 榕樹書林
- ・石川友紀(2005)「沖縄県における出移民の歴史及び出移民要因論」『移民研究』創刊号, 琉球大学移民研究センター
- ・石川友紀(2008)「100周年を迎えたキューバにおける沖縄県出身移民の歴史と実態」『移民研究』第4号, 琉球大学移民研究センター
- ・大野俊(2006)「『ダバオ国』の沖縄人社会再考 - 本土日本人, フィリピン人との関係を中心として -」『移民研究』第2号, 琉球大学移民研究センター
- ・宮内久光(2009)「引揚者在外実調査票にみる沖

- 縄県本籍世帯主の居住地域⁽¹⁾ - フィリピン」『移民研究』第5号，琉球大学移民研究センター
- ・沖縄県教育委員会（1989）『沖縄縣史』7 移民，図書刊行会
 - ・沖縄県文化振興会，公文書館管理部資料編集室（1998）『沖縄県史』資料編6 移民会社取扱移民名簿，近代1，沖縄県教育委員会
 - ・沖縄大百科事典刊行事務局（1983）『沖縄大百科事典』，沖縄タイムス社
 - ・沖縄県総務部総務課（昭和57）『移住関係事務概要』
 - ・沖縄県総務部国際交流課（昭和58）『海外移住事務概要』
 - ・望月雅彦（1994）『ボルネオ・サラワク王国の沖縄移民』，ひるぎ社
 - ・琉球政府（1957）『琉球要覧』，琉球政府行政主席官房発行所
 - ・Vicente T. Mori, (1988) *The Philippine Nikkei-Jin Kai, Inc. Its History.*
- 沖縄県立公文書館資料**
- ・United States Military Government Special Proclamation No.28
 - ・United States Military Government Special Proclamation No.31
 - ・琉球臨時中央政府行政主席事務局「米軍政府特別布告第28号」
 - ・「米軍政府特別布告31号」